

○ 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「暗号資産交換業」、「認定資金決済事業者協会」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、物品等、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、認定資金決済事業者協会、特定信託会社、特定信託為替取引又は銀行等をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「暗号資産交換業」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、暗号資産交換業又は認定資金決済事業者協会をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは</p>

給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものであることを知ったときは、その旨

四 「略」

五 銀行等以外の者であつて法第三十七条の登録を受けないで為替取引を行っている者（特定信託会社であつて法第三十七条の二第三項の規定による届出をして特定信託為替取引を行っている者を除く。）を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報

六 法第六十二条の三の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行っている者（法第六十二条の八第一項に規定する発行者であつて同条第三項の規定による届出をして同条第一項に規定する電子決済手段等取引業を行っている者を除く。）を知ったときは、その者及び当該者が行う電子決済手段等取引業に関する情報

七・八 「略」

（認定資金決済事業者協会への情報提供）

第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一」三 略

四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の内容及

給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものであることを知ったときは、その旨

四 「同上」

五 銀行等（法第二条第九項に規定する銀行等をいう。）以外の者であつて法第三十七条の登録を受けないで為替取引を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報

「号を加える。」

六・七 「同上」

（認定資金決済事業者協会への情報提供）

第六条 「同上」

「一」三 同上

四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

<p>び処理内容に関する事項</p> <p>五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等 取引業又は暗号資産交換業に関する統計情報及びその基礎となる情報</p> <p>六 「略」</p>	<p>五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業及び暗号資産交換業に関する統計情報並びにその基礎となる情報</p> <p>六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	